

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付け、同年〇月〇日付け及び平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることがある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C営業所に所属し、鋳物加工作業員として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、D内の派遣先作業現場において、コンベアの横で製品を分別している時、コンベアの最終部分の砂が落ちるメッシュ部分にバリによって砂がたまっているのを発見し、バリを取り除こうとして左手を差し入れたところ、コンベアに皮手袋を引き込まれ、そのまま上半身を集塵カバーに押し付けられて上半身を負傷した。請求人は、同日、E病院に受診し「右血気胸、肺挫傷、右第4・5肋骨骨折」と診断され、平成〇年〇月〇日、F病院に転医し「肺挫傷、血気胸、肝破裂、腎損傷、腸損傷、肋骨骨折、鎖骨骨折」（以下「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が休業補償給付の請求をしたところ、監督署長が、平成〇年〇月〇日以降の期間については療養のため労働することができなかつたとは認められないとして、通院日のみ休業補償給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだ。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 爭 点

請求人の平成〇年〇月〇日以降の期間における休業補償給付の請求に対し、その一部を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、現在でも歩行や日常生活で体を動かすと左脇下、右胸の傷が響いて就労することは難しいにもかかわらず、軽作業であれば就労可能であるとして医療機関への通院日以外については休業補償給付を支給しないとした監督署長の判断は誤りであると主張する。

(2) 労災保険法による休業補償給付は、医師が治療上の目的から諸般の指示をし、被災者がその指示に従うことによっても労働することができない場合又は医師の治療を受けるために通院することによって労働することができない場合に限って支給されるものである。

(3) そこで、請求人の上記(1)の主張について検討すると、決定書理由に説示のとおり、G医師は、請求人は軽作業であれば就労可能である旨の意見を述べ、H医師及びI医師は、G医師の意見及び本件傷病の療養経過等から、請求人は、遅くとも平成〇年〇月〇日以降について、受診日以外に休業する必要はないとの判断される旨述べている。

(4) 上記医師の意見を踏まえ、当審査会においても、検査結果等を確認するなど本件傷病の療養経過等を子細に検討したが、請求人は、平成〇年〇月〇日以降について、少なくとも医療機関への通院日以外は、軽作業であれば就労可能であったことが相当であると判断する。

したがって、請求人の上記主張は採用できない。

3 結論

以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。